

令和3年8月10日

関係者各位

更生会社 株式会社ザ・クイーンズヒルゴルフ場  
管財人 小畑 英一

## 更生計画案提出期間伸長のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

令和3年8月5日付で、東京地方裁判所より、下記のとおり、更生計画案の提出期間を変更する旨の決定がなされましたのでお知らせます。

### 記

- 1 管財人が更生計画案を提出すべき期間の終期 令和4年1月18日
- 2 更生会社、届出をした更生債権者等又は株主が更生計画案を提出することができる期間の終期 令和3年12月28日

### 【理由】

更生担保権に関し、更生担保権者から更生担保権査定及び担保目的物価額決定の申立てがなされており、更生担保権が確定しておらず、更生計画案の内容に大きな影響を与えることとなることから、更生計画案の提出期間の伸長がなされたものです。